

新潟市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月29日

新潟市長

中原ハ一



新潟市規則第5号

新潟市公印規則の一部を改正する規則

新潟市公印規則（昭和40年新潟市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表のうち（2）の表中


「


新潟市長印	正方形 12	てん書	住環境政策課所管事務で市長名をもつてする行政文書に係る電子印用	建築部住環境政策課長	1	建築部住環境政策課	
新潟市長印	正方形 21	てん書	建築行政課所管事務で市長名をもつてする行政文書に係る電子印用	建築部建築行政課長	1	建築部建築行政課	

」

を

「

新潟市長印	正方形 12	てん書	住環境政策課所管事務で市長名をもつてする行政文書に係る電子印用	建築部住環境政策課長	1	建築部住環境政策課	
-------	-----------	-----	---------------------------------	------------	---	-----------	---

新潟市長印	正方形 21	てん書	住環境政策課所管事務で市長名をもつてする行政文書に係る電子印用	建築部住環境政策課長	1	建築部住環境政策課	
新潟市長印	正方形 21	てん書	建築行政課所管事務で市長名をもつてする行政文書に係る電子印用	建築部建築行政課長	1	建築部建築行政課	
新潟市長印	正方形 21	てん書	建築保全課所管事務で市長名をもつてする行政文書に係る電子印用	建築部建築保全課長	1	建築部建築保全課	
新潟市長印	正方形 21	てん書	公共建築課所管事務で市長名をもつてする行政文書に係る電子印用	建築部公共建築課長	1	建築部公共建築課	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年1月24日からこの規則の施行の日前までの間に公共建築課所管事務で市長名をもってする行政文書に係る電子印用として使用した新潟市長印（規格正方形21ミリメートルで、書体がてん書のものに限る。）は、この規則による改正後の新潟市公印

規則の規定により使用されたものとみなす。

新潟市公印規則(昭和40年規則第17号)新旧対照表

改正後(案)		改正前		備考					
別表(第4条関係)									
(2) 専用公印									
名称	規格 (ミ リメ ート ル)	書体	使用区分	管理者	個数	保管 場所	ひな形		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
新潟市 長印	正 方 形12	てん 書	住環境政策 課所管事務 で市長名を もつてする 行政文書に 係る電子印 用	建築部 住環境 政策課 長	1	建築 部住 環境 政策 課	新潟市 長 印		
新潟市 長印	正 方 形21	てん 書	住環境政策 課所管事務 で市長名を もつてする 行政文書に 係る電子印 用	建築部 住環境 政策課 長	1	建築 部住 環境 政策 課	新潟市 長 印		以下、同じ 電子印(正 方形21ミ リメート ル)を使用
									(追加)

新潟市長印	正方形21	てん書	建築行政課 所管事務で 市長名をも つてする行 政文書に係 る電子印用	建築部 建築行 政課長	1	建築部 建築行 政課
新潟市長印	正方形21	てん書	建築保全課 所管事務で 市長名をも つてする行 政文書に係 る電子印用	建築部 建築保 全課長	1	建築部 建築保 全課
新潟市長印	正方形21	てん書	公共建築課 所管事務で 市長名をも つてする行 政文書に係 る電子印用	建築部 公共建 築課長	1	建築部 公共建 築課

新潟市長印	正方形21	てん書	建築行政課 所管事務で 市長名をも つてする行 政文書に係 る電子印用	建築部 建築行 政課長	1	建築部 建築行 政課	新潟市長印
(追加)							
(追加)							

令和6年1
月24日か
ら電子印を
使用開始